

福岡県私立高等学校（全日制課程）設置認可審査基準

（趣旨）

第1条 私立高等学校（全日制課程）（以下「高等学校」という。）の設置認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の関係法令によるほか、この審査基準の定めるところによる。

（授業を受ける生徒数）

第2条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。

（教職員）

第3条 教職員の数は、次に掲げる数とする。ただし、校長及び教頭（副校長を置く場合は副校長を含む。）のうち少なくとも1人は専任とする。

（1）校長 1人

（2）教頭 1人以上

ただし、副校長を置く場合は教頭を置かないことができる。

（3）教諭

当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上又は実学級数以上のいずれが多い数で、かつ、教育上支障がないものとする。

ただし、特別の事情（産休、病休等）があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師（常勤）をもって代えることができる。

（4）養護教諭 1人以上

ただし、特別の事情（産休、病休等）があり、かつ、教育上支障がない場合は、養護助教諭をもって代えることができる。

（5）事務職員

事務長の他、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

（6）学校医 1人以上

（7）学校歯科医 1人以上

（8）学校薬剤師 1人以上

（実習助手）

第4条 必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

（校舎の面積等）

第5条 校舎の面積は、次の表に定める面積以上とする。

収容定員	面積 (㎡)
120 人以下	1,200
121 人以上 480 人以下	$1,200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
481 人以上	$3,360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

2 校舎には、次に掲げる施設を備え、かつ、それらの施設は常に改善されなければならない。

なお、やむを得ない事由がある場合で、教育上支障がないと認められるときは、普通教室を除き、当該高等学校の設置者が設置する他の学校と共用することができる。

- (1) 校長室、会議室、職員室、事務室
- (2) 学級の数と同数以上の普通教室
- (3) 相当数の特別教室
- (4) 図書室、体育館
- (5) 保健室

(運動場)

第6条 運動場は、8,400 ㎡以上の面積を有するものとする。

2 運動場は、校舎と同一敷地にななければならない。ただし、既設の高等学校が運動場を拡張する場合はこの限りでない。

3 やむを得ない事由がある場合で、教育上支障がないと認められるときは、高等学校の設置者が設置する他の学校の運動場と共用することができる。

(校具及び教具)

第7条 学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(校地、校舎の自己所有)

第8条 校地、校舎は、原則として負担付（担保に供せられている等）又は借用であってはならない。ただし、特別の事情があり、国又は地方公共団体から借用する場合であって、認可後20年以上使用する権限を取得し、又は取得することが確実で、教育上支障がないと認められる場合はこの限りでない。

(給水施設)

第9条 高等学校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水施設を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

(防火・消火設備)

第10条 高等学校には、学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

附 則

この基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成29年4月1日から施行する。